

件名	埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について
提案理由	<p>県立戸田かけはし高等特別支援学校の新設及び県立越谷西特別支援学校松伏分校の設置に伴い定員数等を定めるため、埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を別紙のとおり改正したいので審議願います。</p>
概要	<p>1 現行規則の内容 埼玉県立特別支援学校の管理運営の基本的事項について定めるもの</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 第2条の改正 分校を置く学校として県立越谷西特別支援学校を加える。</p> <p>(2) 別表（第3条関係）の改正</p> <p>ア 県立戸田かけはし高等特別支援学校の部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定するとともに、県立川口特別支援学校の高等部の項を削る。</p> <p>イ 県立越谷西特別支援学校の分校・部科名、修業年限、定員数及び入学資格を規定する。</p> <p>3 施行期日 令和3年4月1日</p>

(県立学校人事課)

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立けやき特別支援学校」を「、埼玉県立けやき特別支援学校及び埼玉県立越谷西特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校」―北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二―を
 「埼玉
 埼玉
 立けやき特別支援学校伊奈分校」―北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二―に
 埼玉県立越谷西特別支援学校松伏分校 ―北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七番地一―
 改める。

別表埼玉県立川口特別支援学校の項中

中	学	部	三年	学校教
高	等	部	三年	学
			一〇三	齢
			は	生
			こ	ある
			れ	者

育法に規定する
 徒で知的障害の
 を卒業した者又
 に準ずる者

を
 中
 学
 部
 三年
 学校教育法に規定する
 学
 齢
 生
 徒
 で
 知
 的
 障
 害
 の
 ある
 者

に改め、同表埼玉県立越谷西特別支援学校の項中

高	等	部	三年	八六
---	---	---	----	----

中学部を卒業した者又
 はこれに準ずる者

高	等	部	三年	八六	中学部を卒業した はこれに準ずる者			
松	伏	分	高	等	部	三年	四八	中学部を卒業した はこれに準ずる者 的障害のあるもの
校	校							

者又	者又 で知
----	----------

に改め、同表埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校の項の次に次のよ

うに加える。

埼玉県立戸田か けはし高等特別 支援学校	高 等 部	三年	二四〇	中学部を卒業した者又 はこれに準ずる者
----------------------------	-------------	----	-----	------------------------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

改正案				
埼玉県立特別支援学校管理規則				
第一条 (略)				
(分校)				
第二条 埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、 埼玉県立大宮北特別支援学校、 <u>埼玉県立けやき特別支援学校及び埼玉県立越谷西特別支援学校</u> に分校を置く。				
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称		位置		
(略)		(略)		
埼玉県立けやき特別支援学校 伊奈分校		北足立郡伊奈町大字小室八百十八番 地二		
埼玉県立越谷西特別支援学校 松伏分校		北葛飾郡松伏町ゆめみ野東二丁目七 番地一		
第三条～第十三条 (略)				
別表 (第三条関係)				
学校名	分校・部科名	修業 年限	定員数	入学資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立川口 特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者

現行				
埼玉県立特別支援学校管理規則				
第一条 (略)				
(分校)				
第二条 埼玉県立川越特別支援学校、埼玉県立草加かがやき特別支援学校、 埼玉県立大宮北特別支援学校及び埼玉県立けやき特別支援学校に分校を 置く。				
2 分校の名称及び位置は、次のとおりとする。				
名称		位置		
(略)		(略)		
埼玉県立けやき特別支援学校 伊奈分校		北足立郡伊奈町大字小室八百十八番 地二		
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>		
第三条～第十三条 (略)				
別表 (第三条関係)				
学校名	分校・部科名	修業 年限	定員数	入学資格
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
埼玉県立川口 特別支援学校	小学部	六年		学校教育法に規定する学齢児童で知的障害のある者
	中学部	三年		学校教育法に規定する学齢生徒で知的障害のある者

